

意見書(案)

私学助成の充実強化等を求める意見書

私立学校は、各々建学の精神に基づき、新しい時代に対応する教育を積極的に展開している。

私立学校の経営は、少子化による園児・生徒・学生の急速な減少が続いている影響などもあり、依然として厳しい状態が続いている。

このような状況の中、国は学校ICT環境の整備を図り教育の情報化を推進するとともに、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、令和2年4月から私立高等学校授業料の実質無償化を行うこととしている。

しかしながら、私立高等学校の生徒については、授業料以外の納付金を含めた公立学校との納付金格差は依然として残っており、こうした状況が、これらの私立学校への進路選択の妨げとなっている。

公立学校と比べてはるかに財政基盤の脆弱な私立学校に対する助成は引き続き充実強化していく必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 ICT教育推進のための施設設備整備や人材育成に対する補助を充実すること。
- 2 私立高等学校の授業料の実質無償化を着実に実施するとともに、生徒納付金についても公私間の格差の是正に向けた財政措置を行うこと。
- 3 平成26年度に創設された職業実践専門課程を有する私立専修学校への助成制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和元年10月4日

提出者 山形県議会総務常任委員長 矢吹 栄 修

意見書(案)

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策について、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、県内35市町村のうち21市町村が過疎地域である本県においては人口減少が続き、若者の流出や高齢化の進行等により、地域における様々な分野の担い手不足、地域公共交通や買い物支援等の生活機能の確保、コミュニティ機能や国土保全機能の低下など、多くの課題を抱えている。

一方、過疎地域は、森林、温泉、景観などの恵まれた地域資源を有し、農地・森林の適切な管理を通じて国土保全や災害の防止に貢献するとともに、食料の供給や水源の涵養、癒しの場の提供などの役割を担っている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、県民はもとより都市をも含めた国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、引き続き、地域の実情に応じた支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の生活に寄与するものである。

よって、国においては、過疎地域が抱える課題の解決に向け、新たな過疎対策法を制定し、総合的な過疎対策の充実・強化に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和元年10月4日

提出者 山形県議会総務常任委員長 矢吹 栄修